

体育施設使用料等改定のお知らせ

平成29年4月1日より

平成29年4月1日より、北見市内体育施設の使用料・暖房料等が改定されますのでお知らせします。

農業者レクリエーションセンター

暖房料は11月1日～4月30日まで使用の期間のみ加算

専用（団体）使用のみ

使用場所	団体区分	改定前		改定後	
		使用料	暖房料	使用料	暖房料
		（1時間につき）		（1時間につき）	
アリーナ （全面）	一般・高校	390	50	460	50
	小・中学生	190	50	230	50